

中国特許プラクティスにおける記載不備の留意事項

2013年06月17日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

(2013年06月26日改訂済)

1. はじめに

中国専利法第26条第4項には、権利要求書は**説明書を根拠（サポート要件）**とし、専利による保護を求めている範囲を**明確、簡潔に限定（明確性要件）**しなければならない旨、規定されています。なお、専利法実施細則第19条第1項には、権利要求書には発明の技術的特徴を記載しなければならない^{*1}旨、規定されています。上記のサポート要件および明確性要件は、拒絶査定と無効の各根拠となります。

以下に、中国専利審査指南に基づき、権利要求書に求められるサポート要件と明確性要件について説明します。

【全14頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）

外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

^{*1} 独立請求項は、全体的に発明の技術的構想を反映し、技術課題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。なお、この要件は、従属請求項には適用されない。